

四国土地改良調査管理事務所だより

農業農村 しくみち

Vol.21 令和元年6月



飯野山とコウノトリ（香川県丸亀市）

目次

INDEX

■巻頭言	着任のあいさつ（四国土地改良調査管理事務所長ほか）	1
■農政情報	農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました	3
■国営調査情報	香川用水地区において機能診断調査を行っています	7
■国営事業情報	直轄災害復旧事業「南予用水地区」の工事完成	8
■地域情報	日本農業遺産に「愛媛・南予柑橘農業システム」が認定されました	9
■地域情報	H30年度多面的機能発揮促進事業 局長表彰受賞地区紹介	12
■国営事業情報	国営地すべり対策事業（高瀬地区）が完了しました	14

農林水産省
中国四国農政局

巻頭言

着任のあいさつ

四国土地改良調査管理事務所長
前田 茂

平成31年4月1日付けで、四国土地改良調査管理事務所長となりました前田です。よろしくお願いいたします。

昨年度は国による米の生産数量配分が廃止され、地域が自らの判断で需要に応じた生産となるよう努めることが求められました。また、人・農地プランの実質化による農地集積を通じたコストの削減や、スマート農業の推進による労働コストの削減・営農技術の継承など大きな見直しが進められています。その一方で、それらの動きと連動し、土地改良事業において高収益作物導入やスマート農業をはじめとする農業者の所得向上をより意識し、基盤整備や施設整備に取り組むことが求められています。

調査管理事務所は国営事業の調査計画を行うとともに、完了地区のフォローアップを担っております。特に国営事業は、大変大きな金額を集中して投資することから、その成果を強く求められます。国営事業は大きな受益をもち、多くの関係者との権利調整をしつつ、地域の農業を支えるとともに、多面的な機能を果たしながら、地域社会の発展に大きな役割を果たしています。今後、社会の高齢化とともに、混住化や過疎化が進む中、しっかり、国営事業は地域農業を支え、農業のみならず地域全体の更なる発展を支える重要な役割を果たすことが求められます。調査管理事務所は地域の方々と一緒にそうした国営事業の役割をしっかりと果たしていくことが求められると思っております。

こうしたことから、施設の老朽化等による機能低下を単純に更新するだけでなく、施設整備や基盤整備を通じて、高収益作物やスマート農業の導入を契機に、地域の農業をはじめとする地域社会の発展に寄与していくことが求められます。私の前任地である近畿農政局滋賀県拠点、現場に農政を伝え、現場の声を汲み上げ、現場ともに解決することが求められてきました。調査管理事務所においては特に土地改良分野を中心に同様の役割を果たしていくことが求められてくると考えております。調査管理事務所は現場が求める土地改良事業を適切に実施できるよう努めるとともに、農業者を始め地域の皆さんの役に立ち、あつてよかったなと思われる役所となれるよう、精一杯頑張ってお参りますので、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

また、私自身は滋賀県出身で、中国四国農政局管内は初めての勤務であります。せっかくの機会でありますので、担当させていただく国営事業以外を含め、広く見聞し、人の温かさや歴史や文化など勉強させていただきたいと思っております。是非、見聞すべき地域や人材等がありましたら、教えていただけると幸いです。

【前 職】近畿農政局滋賀県拠点地方参事官（滋賀県担当）

【趣味・特技】散歩、道の駅巡り

【モットー】小さいことからコツコツと

巻頭言

4月に着任した幹部の紹介

計画課長（南国分室）



【氏 名】張谷 俊二

【前 職】中国四国農政局土地改良技術事務所 保全技術課長

【趣味・特技】日曜大工(D I Y)(農村振興2019-5vol.833参照)

【モットー】特にありません

保全計画課長（松山分室）



【氏 名】那須 隆夫

【前 職】近畿農政局農村振興部設計課 水利計画官

【趣味・特技】ウォーキング、散歩、散策

【モットー】清く・正しく・美しく、健康体へ

保全整備課長（坂出分室）



【氏 名】大石 和樹

【前 職】中国四国農政局農村振興部地域整備課 課長補佐

【趣味・特技】ランニング、週末の農作業、釣り、里山遊び

【モットー】小欲知足、得意淡然・失意泰然

南予用水支所長



【氏 名】柴田 真基雄

【前 職】中国四国農政局高瀬農地防災事業所 工事課長

【趣味・特技】釣り、サッカー観戦

【モットー】なんとかなる

農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました

法律制定を踏まえ、今後、具体的な取組方法の検討・実施が進められることとなります。
（法律の施行は本年7月1日）今回は、法律の概要、今後のため池対策の概要、農業用ため池の所有・管理者向けのリーフレットをご紹介します。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

背景

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発。
 - 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、
 - ・ 権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑
 - ・ 離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれ
- ⇒ 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備する必要がある。



法律の概要

- 所有者等による都道府県への届出を義務付け（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県によるデータベースの整備、公表（第4条第3項）
- 所有者等による適正管理の努力義務（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告（第6条）
- 都道府県等による立入調査（第18条）

特定農業用ため池

（1）特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定（第7条）
- 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
- 市町村によるハザードマップ等の作成（第12条）

【防災工事（堤体の補強）】



（2）防災工事（第9条～第11条）

- 所有者等による防災工事（改良・廃止）の計画届出
- 都道府県による防災工事の施行命令、代執行

【保全管理】



（3）保全管理体制（第13条～第17条）

- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、市町村が管理権を取得できる制度を創設

施行期日

公布日（平成31年4月26日）から起算して3月以内で政令で定める日（附則第1条）

→7月1日となりました。

下記資料のうち、防災重点ため池の再選定については、都道府県が市町村等と調整を行い、5月末時点で取りまとめました。結果の詳細については、農水省HPをご確認下さい。
 （全国の農業用ため池総数166,638箇所のうち、63,722箇所が防災重点ため池として再選定。管内の防災重点ため池は、徳島県415箇所、香川県5,849箇所、愛媛県1,755箇所、高知県220箇所）

平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方【概要】

（参考）

～防災重点ため池の再選定と今後の対策～

H30年11月13日公表資料

- 国が示す新たな選定基準により、都道府県が市町村等と調整して防災重点ため池を再選定。
- 避難行動につなげる対策と施設機能の適切な維持、補強に向けた対策を効果的に推進。

防災重点ため池の選定基準： 決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

なお、浸水区域については、貯水量と地形から推定することとし、これにより難い場合は、氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し、判定するものとする。

「人的被害を与えるおそれ」に
 関する具体的な基準

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

都道府県等が対策の進め方の方針を作成

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ため池マップの作成

ため池の名称、位置（座標）等を記載

緊急連絡体制の整備

管理者、市町村、都道府県、消防、警察、国等の連絡網を整備

浸水想定区域図の作成

家屋等が少ないため池は、ハザードマップに代わって作成

ハザードマップの作成

影響度の高いため池を優先

ため池データベースの充実

新たな防災重点ため池を調査し、データベースに登録等

ため池防災支援システムの活用

迅速な情報収集・共有のためにシステムを活用

水位計等による監視体制の整備

ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備

地域防災計画等への位置付け

緊急時の避難行動やため池点検の実施強化

施設機能の適切な維持、補強に向けた対策

保全管理体制の強化

地域又は都道府県を単位として、管理者の指導や災害時等の現地・バトロール体制を構築

補強対策

影響度の高いため池を優先

耐震対策

堤体の改修・補強、液状化対策など

豪雨対策

堤体の洪水吐、取水施設など

【総合的な整備】

ストックの適正化

・利用されていないため池等を対象として、ため池の統廃合、廃止に必要な代替水源を確保。需要に応じ容量を縮小。

全ての防災重点ため池で早急の実施

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の 届出制度が始まります



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。（本年夏頃施行予定）→7月1日となりました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q 届出の期限は？

⇒ 法律の施行日（本年夏頃）以後、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

※法律の施行日前に設置された施設については、施行日から6か月以内に届出をする必要があります。

Q 届出をすべき人は？

⇒ 農業用ため池の所有者です。

※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

防災上重要な農業用ため池を 都道府県が指定する制度も始まります

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、都道府県が「特定農業用ため池」に指定します。

注）「防災重点ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定されることになります。

<指定基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

Q

特定農業用ため池に指定されると？

① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

- ✓ 市町村は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可となります。

- ✓ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、都道府県の許可が必要になります。
- ✓ 土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

③ 防災工事計画の届出が必要となります。

- ✓ 所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに都道府県に計画を届け出る必要があります。
- ✓ 必要な防災工事が実施されない場合、都道府県が、勧告、命令、代執行を行うこととなります。

④ 市町村による施設管理が可能となります。

- ✓ 所有者が不明で、適正に管理されなくなるおそれが高い施設について、都道府県の裁定を受けて、市町村が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置をとることができるようになります。

香川用水地区において農業水利施設の機能診断調査を行っています

農業水利施設の機能保全対策を、よりの確かつ効率的に実施するため、点検・補修、段階的、継続的に機能診断を行いデータ蓄積等を行う「ストックマネジメント」に取り組んでいます。

香川用水地区では、平成26年度より香川用水二期農業水利事業が着手しておりますが、着手時点で状態が良好であった施設は事業対象外となっています。その対象外施設において、平成30年から機能診断調査を順次実施しています。調査結果については、今後の点検・整備に活用できるように取りまとめを行います。

平成30年度に実施した機能診断調査

【水路（水管橋）】

東部幹線用水路第20～30工区内の水管橋の調査を実施しました。

目視や計測機器類を用いて、管体の歪みや塗装の劣化（はがれ、膨れ、発錆）が無いか、ボルト・ナットの緩みが無いか、溶接部の変状、漏水が無いか、等の項目をチェックしました。



写真 [水管橋の調査状況]

【ポンプ場】

仁尾揚水機場の調査を実施しました。ポンプを稼働させながら、運転音に異常がないか、ひび割れや水漏れ、油漏れがないか、圧力や流量、振動等の測定を行い、ポンプ性能の確認を行いました。

また、建屋についても、外壁・内壁・屋根のひび割れ状況等について調査を行いました。



写真 [ポンプの調査状況]

直轄災害復旧事業「南予用水地区」の工事完成

－ 平成30年7月豪雨により被災した大河内支線揚水機場等を復旧 －

平成30年7月の豪雨により、国営かんがい排水事業「南予用水地区」で造成された施設（大河内支線揚水機場）が被災したことから、直轄災害復旧事業「南予用水地区」として、平成30年8月3日から復旧工事を行っていましたが、令和元年5月9日にすべての工事が完成しました。

【工事内容】

大河内揚水機場の建屋を上流からの土石流が直撃し、建屋内部に設置されていた揚水機場の電気設備等が流出、揚水機場の機能が失われました。

このため、農業用水を送水するための仮復旧として、平成30年10月2日に仮設ポンプを設置し、営農支援のための送水を行い、その間にポンプ設備、揚水機場建屋等の施設を本復旧しました。

- (1) ポンプ設備復旧1式
- (2) 揚水機場建屋復旧1式
- (3) 付帯設備復旧1式

事業名：直轄災害復旧事業「南予用水地区」
工事場所：愛媛県宇和島市吉田町立間地内
総事業費：2億8610万円



【直轄災害復旧事業】

国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を、国の直轄事業として実施するもの。

【国営かんがい排水事業「南予用水地区」】

愛媛県南予地域の樹園地7,200ヘクタールに、かんがい用水を供給。平成11年度完了。

関係市町：八幡浜市、西予市、宇和島市、西宇和郡伊方町

主要工事：野村ダム取水塔、導水路6.4km、用水路176km、揚水機場21箇所、貯水池3箇所
幹線水路は南予水道企業団との共同事業

日本農業遺産に 『愛媛・南予の柑橘農業システム』が認定されました

平成31年2月15日、農林水産省は世界農業遺産等専門家会議の評価結果を踏まえ、愛媛県南予地域農業遺産推進協議会が日本農業遺産認定に申請していました『愛媛・南予の柑橘農業システム』を認定地域に決定しました。

申請地域名：愛媛県南予地域（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）
団 体 名：愛媛県南予地域農業遺産推進協議会

本地域には、急傾斜の複雑に入り組んだ海岸線に柑橘園地が広がり、雄大で独特の景観を成しており、厳しい地形条件を克服するため、独自の知恵や工夫、ノウハウなどが存在しています。



愛媛・南予の柑橘農業システム公式サイトより

愛媛・南予の柑橘農業システム
日本農業遺産に認定(公式サイト)
<https://ehime-nougyoisan.jp/>



農業遺産とは・・・

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ※1及びシースケープ※2、農業生物多様性※3などが相互に関連して一体となった、伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を認定する制度です。国連食糧農業機関（FAO）が認定を行う「[世界農業遺産](#)」（H14～）と、農林水産大臣が行う「[日本農業遺産](#)」（H28～）があります。

申請地域は、我が国における重要性、申請地域の特徴（世界農業遺産の5つの認定基準に、日本が独自に定めた3つの基準を加えた8つの認定基準）及び保全計画※4に基づき評価されます。

【申請地域の特徴を評価する8つの認定基準】

（1. ～5. は世界農業遺産の認定基準、6. ～8. は日本農業遺産の認定基準）

1. 食料及び生計の保障	2. 農業生物多様性	3. 地域の伝統的な知識システム	4. 文化、価値観及び社会組織
申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。	申請する農林水産業システムは、食料及び農業（林業、水産業を含む）にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。	地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び習慣」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。	申請する農林水産業システムは、地域を特徴付ける文化的アイデンティティ、風土、資源管理や食糧生産に関連した社会組織が存在すること。
5. ランドスケープ及びシースケープの特徴	6. 変化に対する強靱性	7. 多様な主体の参画	8. 6次産業化の推進
長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。	農林水産業システムを保全し確実に継承していくため、災害等に対する高いレジリエンス（強靱性）を保持していること。	地域住民のみならず多様な主体の参画による新たな仕組みにより農林水産業システムを継承していること。	地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること。

- ※1 ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それを呈する一つの地域的まとまり
 ※2 シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの
 ※3 農業生物多様性：食糧及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であること
 ※4 保全計画：申請地域を維持・保全及び活用していくための計画書

中国四国農政局管内で初めて農業遺産に認定されたのは、徳島県にし阿波地域の『[にし阿波の傾斜地農耕システム](#)』です。

平成29年3月 日本農業遺産に認定。

平成30年3月 [世界農業遺産](#)に認定されました！

徳島県にし阿波地域

にし阿波の傾斜地農耕システム

四国中央部の「にし阿波」と呼ばれる徳島県西部の山間部では、場所によっては斜度40度にもなる急傾斜地で、段々畑のような水平面を形成せずに傾斜地のまま農耕し、風雨などで起こる土の流出を草地で採取した敷き草（カヤ）を畑にすき込むことで最小限に抑え、そば等の雑穀や伝統野菜に山菜、果樹など少量多品目を組み合わせる複合経営により、山間地の環境に適応した持続的な農耕システムです。

400年以上にもわたり、この農耕システムが継承されてきたことにより、採草地の多様な動植物や焼畑農法の流れを汲む、日本の原風景ともいえる山村景観、保存食への加工や食文化、そして農耕にまつわる伝統行事なども人々の手で守られ継承されています。



【写真】1. ツチアゲの様子 2. 鍛冶による伝統農具製作の様子 3. そばを粉にせず、実のままで食べる郷土食「そば米雑炊」

平成30年度多面的機能発揮促進事業

中国四国農政局長表彰の受賞者紹介

中国四国農政局では、水路や農道等の地域資源の保全管理、生産条件不利地における農業生産活動等の維持及び環境保全効果の高い営農活動など、農業の有する多面的機能の発揮を促進する活動を支援する事業に取り組まれている組織等を対象に、優良な取組について表彰を実施しています。

本表彰には3部門（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）ありますが、今回は、多面的機能支払の優秀賞を受賞されました香川県三木町の『小蓑猫の手クラブ』と、現在、国営事業化（大規模区画化、排水対策の強化）を目指して調査を実施しています高知県南国市の『稻生環境保全の会』の取組みについてご紹介します。

多面的機能支払交付金制度とは

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

多面的機能支払交付金は、このような状況に鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

農林水産省農村振興局ホームページ

—多面的機能支払交付金のあらまし（パンフレット）—

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-16.pdf

平成30年度 多面的機能発揮促進事業
中国四国農政局長表彰 優秀賞組織

【多面的機能支払】

こみのねこ て かがわけんみきちょう
「小蓑猫の手クラブ」 (香川県三木町)

(1) 認定農用地面積：24.68ha
(田：16.27ha、畑：8.41ha)

(2) 組織構成：
5集落 (農家44戸、非農家1戸)
農業者、営農組合、小蓑女性クラブにより構成



【地区の概要】

本地区は、香川県木田郡三木町南部に位置し、讃岐山脈に囲まれた標高300m～400mの中山間農業地域です。

減農薬・有機肥料による水稻栽培に取組み、直販するほか、キャベツやブロッコリー、玉ねぎの契約栽培を積極的に行っています。

H19年度に周辺5集落で本活動組織を設立し、地区内の集落営農組織 (山南営農組合) が中心となって農地、農業用施設の保全管理を計画的に実施しています。農道の草刈りや水路の泥上げ等の保全活動に取り組むことにより、地区の連帯感や活性化の醸成・促進が図られています。

【主な取り組み内容】

- 農家が中心となっていた基礎的保全活動 (農用地、水路、農道、ため池の草刈り) は、非農家や地区外からの協力者の参加も増加し、年間4～5回を全員参加型で実施しています。地区では過疎化に伴い、地域活動への参加者が減少していましたが、集落営農組織が幅広く呼びかけを行った結果、現在では地区外からも多くの構成員が活動に参加しています。
- 農業施設の補修・更新は、要望箇所を調査・整理したうえで、関係機関との協議により採択要件や機能診断の結果に応じて優先順位を決定して実施しています。また、施設設計から施工・管理に至るまで全て有資格 (技能) 者の構成員が直営施工しており、施設の維持管理に対する意識が醸成されています。
- 小蓑女性クラブを中心に遊休農地等を活用して「ズイナ」※を植栽するほか、シバザクラなど景観作物の植栽を継続しており、豊かな農村風景の保全活動として地域に定着しています。

※ズイナ：体内に希少糖を含む植物。本地区に希少糖の里「小蓑」として県の希少糖研究施設があることに由来。



農地畦畔の草刈作業



直営施工による農道舗装



ズイナの植栽

平成30年度 多面的機能発揮促進事業
中国四国農政局長表彰 優秀賞組織

【多面的機能支払】

いなぶかんきようほぜんかい こうちけんなんこくし
「稲生環境保全の会」 (高知県南国市)

(1) 認定農用地面積：101.59ha
(田：95.94ha、畑：5.65ha)

(2) 組織構成：
11集落 (農家98戸、非農家7戸)
農業者、小学校 (PTCA※)、消防団
により構成

※学校保護者会 (PTA) を中心に地域=コミュニティ
(C) を追加した組織



【地区の概要】

本地区は、高知県南国市の平地地域に位置する香長平野の二期作の発祥地で、稲作が盛んです。

今後、国営ほ場整備事業による大規模区画化と排水対策の強化が実施される予定で、事業完了後は、地区内の担い手への集積だけでなく、地区外からの新しい担い手の参入も期待されています。

約70年が経過した農業用施設の早急な老朽化対策や、小学校や公民館の周辺を稲生地区の文化の中心として環境美化を図りたいとの意向から、H20年度に本組織を設立し、継続的な活動を続けています。

【主な取り組み内容】

- 毎年4月に実施する点検・機能診断の結果を踏まえて、協議によって優先順位を決定して施設の補修や更新を実施するほか、農用地・水路・農道の草刈りや、泥上げを実施しています。
- 小学校の周辺農地 (10a程度) にヒマワリや菜の花を、小学校の周辺農地も含めた農地周り (1ha程度) にコスモスを植栽しています。
- ホタルの放流や水路周りへの植栽など生息環境整備をしたり、有識者を招聘しての講演や、一般の人も含めての鑑賞会を実施したりしています。
ホタルの飛び交う光景が蘇ったことを喜ぶ声も聞かれていて、農村環境保全活動を通じて農村環境に対する関心や良好な環境を今後とも守っていかうという意識が高まっています。
- 非農家構成員の参加率の低さが課題となっていたため、PTCAを巻き込んだ組織運営や、メッセージアプリを活用した円滑な情報共有を図ることで、現在では参加率が大きく上がっています。



水路の泥上げ作業



植栽活動



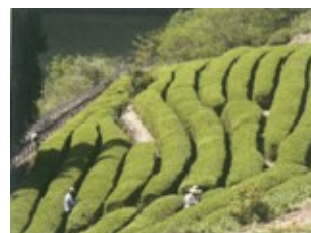
ホタルの生息環境整備

国営地すべり対策事業（高瀬地区）が完了しました

平成31年2月19日（火）、高知県仁淀川町「秋葉の宿」にて国営地すべり対策事業高瀬地区の完工式が執り行われました。

高瀬地区は、高知県吾川郡仁淀川町に位置する中山間地域で、茶の生産が農業の主体となっています。

本地区は平均年間降水量が2,800mmにも及ぶ多雨地域です。また、泥質岩類等が広く分布しており、昔から地すべりが多く発生してきた地域です。



地区内の営農（茶）



地すべりにより発生した亀裂や沈下



地すべり対策（アンカー工）

国営地すべり対策事業（高瀬地区）では平成16年度から、農地や農業用施設などの生産基盤及び家屋や公共施設などの生活基盤を保全するとともに、仁淀川下流地域への農業用水や水道用水への被害を防止するため、地すべり防止に必要な対策工事を実施しました。

地すべり防止区域	71.9ha（高知県吾川郡仁淀川町高瀬）
地域外被害想定区域	2,400.3ha（高知市、土佐市、吾川郡いの町）
主要工事計画	抑制工（承水路工、排水路工、水抜きボーリング工、集水井工、排水トンネル工） 抑止工（アンカー工、鋼管杭工）
総事業費	99億円（平成30年度時点）
工期	平成16年度～平成30年度

式典では、地元を代表して高瀬地区直轄地すべり対策事業推進協議会の大石会長（仁淀川町長）より、大浦中国四国農政局長に対して感謝の御言葉を頂きました。



大浦久宜中国四国農政局長式辞



大石弘秋仁淀川町長謝辞

四国土地改良調査管理事務所の体制

四国土地改良調査管理事務所は、平成31年4月現在、**6課1支所体制**となっています。

事務所本所は香川県丸亀市にあり、所長、次長ほか**庶務課、企画課、調査課**の職員が在籍しています。

計画課は高知県香美市にある**南国分室**に、**保全計画課**は愛媛県松山市にある**松山分室**に、**保全整備課**は香川県坂出市にある**坂出分室**にそれぞれ職員が在籍しています。

このほか施設機能保全事業の工事を実施している**南予用水支所**があり、**松山分室**と同じ建物内に在籍しています。

庶務課

- ・人事、文書、職員の福利厚生
- ・経費及び収入の予算、決算及び会計、職員の給与、旅費
- ・国営造成施設に係る権利保全のための用地測量業務等

企画課

- ・国営土地改良事業の実施に係る調査及び計画を企画関係機関との連絡調整等
- ・国営土地改良事業によって造成された施設の水利権更新
- ・国営土地改良事業の実施に関する水利調整等に必要な調査・計画
- ・国営土地改良事業によって造成された施設の保全に必要な調査、監視、保全計画、技術支援、機能診断
- ・防災に関する情報システムの整備、管理

調査課

- ・地域計画、経営計画の調整、経済効果の測定及び他事業との共同費用の振り分け等
- ・国営土地改良事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、土地利用計画及び営農計画の作成等
- ・国営土地改良事業の事後評価

計画課（南国分室）

- ・高知南国地区の農業の生産性向上、優良農地の確保等を図り、総合的な地域の活性化に向けた国営緊急農地再編整備事業の実施のため、営農計画、用水計画、効用等に関する調査を実施、土地改良事業計画を作成。

保全計画課（松山分室）

- ・道前道後地区の農業の生産性向上、生産基盤の改善等に向けた国営かんがい排水事業の実施のため、営農計画、用水計画、効用等に関する調査を実施、土地改良事業計画を作成。

保全整備課（坂出分室）

- ・吉野川北岸地区の農業の生産性向上、生産基盤の改善等に向けた国営かんがい排水事業の実施のため、営農計画、用水計画、効用等に関する調査を実施、土地改良事業計画を作成。

南予用水支所

- ・施設の維持管理の軽減及び農業用水の安定的供給を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定のため、国営施設機能保全事業「南予用水地区」の長寿命化対策を実施。

